

浜田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 21 号

浜田市行政組織規則の一部を改正する規則

浜田市行政組織規則（平成 17 年浜田市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表総務部の部総務課の項を次のように改める。

総務課	総務管理係、法令文書係
カスタマーハラスメント対策推進室	

第 3 条第 2 項の表地域政策部の部まちづくり社会教育課の項を次のように改める。

まちづくり社会教育課	社会教育係、まちづくり推進係
交通対策室	公共交通係

第 3 条第 2 項の表健康福祉部の部地域福祉課の項中「、障がい福祉係」を削り、同部健康医療対策課の項を次のように改める。

高齢障がい福祉課	高齢者福祉係、障がい福祉係、福祉調整係
健康医療保険課	国保係、医療年金係、地域医療対策係、健康づくり係

第 3 条第 2 項の表健康福祉部の部保険年金課の項を削り、同表市民生活部の部資産税課の項の次に次のように加える。

国スポ・全スポ推進室	国スポ・全スポ推進係
------------	------------

第 4 条の表総務部総務課の項の次に次のように加える。

カスタマーハラスメント対策推進室

- (1) カスタマーハラスメント防止に関する条例の制定等に関すること。
- (2) 室の庶務に関すること。

第 4 条の表総務部行財政改革推進課管財係の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表地域政策部政策企画課企画係の項中第 19 号を削り、第 20 号を第 19 号とし、第 21 号を第 20 号とし、同表地域政策部まちづくり社会教育課まちづくり推進係の項に次の 1 号を加える。

- (8) まちづくりコーディネーター及び地区サポーターに関すること。

第 4 条の表地域政策部まちづくり社会教育課公共交通係の項を削り、同表地域政策部地域活性化室の項を次のように改める。

交通対策室

公共交通係

- (1) 地域交通システムの調整及び再編に関する事。
- (2) 地域公共交通計画に関する事。
- (3) 民間路線バスの確保及び調整に関する事。
- (4) 生活路線バスに関する事。
- (5) 予約型乗合タクシーに関する事。
- (6) あいのりタクシー等運行支援に関する事。
- (7) 自治会等輸送活動支援に関する事。
- (8) 高齢者等への地域交通支援に関する事。
- (9) 鉄道（他の課に属するものを除く。）に関する事。
- (10) 地域公共交通会議に関する事。
- (11) 地域公共交通活性化協議会に関する事。
- (12) 室の庶務に関する事。

第4条の表健康福祉部地域福祉課障がい福祉係の項を削り、同表健康福祉部地域福祉課の項の次に次のように加える。

高齢障がい福祉課

高齢者福祉係

- (1) 高齢者憲章に関する事。
- (2) 介護保険事業に関する事。
- (3) 養護老人ホームの措置に関する事。
- (4) 長寿者褒章に関する事。
- (5) シルバー人材センターに関する事。
- (6) 高齢者クラブ連合会に関する事。
- (7) 地域包括支援センター事業に関する事。
- (8) 高齢者福祉サービスに関する事。
- (9) 介護保険地域支援事業に関する事。
- (10) 課の庶務に関する事。

障がい福祉係

- (1) 障害者の生活支援に関する事。
- (2) 障害者の社会参加促進に関する事。
- (3) 障害者手帳の交付に関する事。
- (4) 自立支援給付等に関する事。
- (5) 特別児童扶養手当等に関する事。

- (6) 地域生活支援事業に関する事。

福祉調整係

- (1) 福祉サービスの総合的な相談調整に関する事。
- (2) 成年後見制度に関する事。
- (3) 高齢者及び障害者の虐待防止に関する事。

健康医療保険課

- (1) 保健師及び保健師活動全般の統括に関する事。

国保係

- (1) 国民健康保険に関する事。
- (2) 課の庶務に関する事。

医療年金係

- (1) 子ども医療及び福祉医療に関する事。
- (2) 未熟児養育医療の給付に関する事。
- (3) 後期高齢者医療に関する事。
- (4) 国民年金に関する事。

地域医療対策係

- (1) 医療提供体制の整備に関する事。
- (2) 地域医療を担う人材の確保に関する事。
- (3) 浜田医療センターの支援及び連携に関する事。
- (4) 休日応急診療所に関する事。
- (5) 保健及び福祉施策に係る国民健康保険診療所との連携に関する事。
- (6) 国民健康保険診療所及び中山間地域包括ケア研修センターの統括に関する事。

健康づくり係

- (1) 健康増進政策の企画及び立案に関する事。
- (2) 健康増進計画の推進に関する事。
- (3) 栄養改善及び食育推進計画の推進に関する事。
- (4) 健康危機管理対策に関する事。
- (5) 地域の健康づくりに関する事。
- (6) 各種健（検）診及び保健指導に関する事。
- (7) こころの健康づくり推進体制に関する事。
- (8) 感染症対策及び予防接種に関する事。
- (9) その他保健衛生に関する事。

第4条の表健康福祉部健康医療対策課の項を削り、同表健康福祉部子ども・子育て支援課子ども政策係の項第6号中「子ども・子育て支援事業計画」を「こども計画及び子ども・子育て支援事業計画」に改め、同表健康福祉部保険年金課の項を削り、同表市民生活部税務課税制係の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同表市民生活部資産税課の項の次に次のように加える。

国スポ・全スポ推進室

国スポ・全スポ推進係

- (1) 国民スポーツ大会に関すること。
- (2) 全国障害者スポーツ大会に関すること。
- (3) 室の庶務に関すること。

第4条の表産業経済部観光交流課観光企画係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同表都市建設部建設整備課土木係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

- (6) 課の庶務に関すること。

第4条の表都市建設部建設整備課用地係の項第2号を次のように改める。

- (2) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）に関すること。

第4条の表都市建設部維持管理課管理係の項第4号中「道路法及び河川法」を「道路法（昭和27年法律第180号）及び河川法（昭和39年法律第167号）」に改め、同表都市建設部建築住宅課住宅管理係の項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第6条の表金城支所、旭支所、弥栄支所、三隅支所防災自治課庶務係の項中第19号及び第20号を削り、第21号を第19号とし、第22号を第20号とし、第23号を第21号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
（浜田市福祉事務所設置条例施行規則の一部改正）
- 2 浜田市福祉事務所設置条例施行規則（平成17年浜田市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条第3項中「健康医療対策課」を「高齢障がい福祉課」に改める。

（浜田市障がい者差別解消推進委員会規則の一部改正）

3 浜田市障がい者差別解消推進委員会規則(平成30年浜田市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第5条中「地域福祉課」を「高齢障がい福祉課」に改める。

(浜田市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

4 浜田市国民健康保険条例施行規則(平成17年浜田市規則第116号)の一部を次のように改正する。

第8条中「保険年金課」を「健康医療保険課」に改める。